

児童福祉

1 保育所等入所状況等

(1) 入所児童数の推移 (各年度4月1日現在)

(単位：人)

区分	利用定員	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可保育所	630	573	525	495	452
能代市第一保育所	70	63	60	62	55
能代市第四保育所	0	25	—	—	—
二ツ井子ども園	100	61	60	51	44
きみまち子ども園	90	49	40	34	29
すぎ保育園	60	65	63	63	58
能代感恩講保育所	25	34	33	29	25
轟保育園	40	40	37	35	33
まつばら保育園	50	55	55	50	46
さんさん保育園	60	65	63	59	55
つばめの森保育園	60	37	43	45	48
あいじほいくえん	30	28	21	18	20
さかき保育園	45	50	49	49	39
広域入所	—	1	1	—	—
認定こども園	550	521	489	476	452
さかき幼稚園	15	12	14	7	8
	100	90	99	92	90
渟城幼稚園・ていじょう保育園	25	11	15	16	24
	100	122	104	99	90
能代南幼稚園 南ベビー保育園	15	4	4	5	3
	50	47	45	46	38
能代カトリックこども園	15	16	10	11	9
	40	48	37	39	41
東能代幼稚園・保育園	15	7	9	6	6
	110	104	96	96	96
愛慈幼稚園	15	14	13	10	5
	50	46	42	49	41
広域入所	—	—	1	—	1
その他	—	—	—	—	—
合計	1,180	1,094	1,014	971	904

※認定こども園の上段は1号認定、下段は2・3号認定。

(2) 保育を必要とする事由の推移（各年度4月1日現在）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
就労	922	89.5	854	90.0	832	91.0	759	89.4
妊娠・出産	13	1.2	16	1.7	18	1.9	13	1.5
疾病・障がい	9	0.9	8	0.8	2	0.2	9	1.1
介護・看護	5	0.5	1	0.1	0	0	2	0.2
その他	81	7.9	70	7.4	64	6.9	66	7.8
合計	1,030	100.0	949	100.0	916	100.0	849	100.0

(3) 延長保育事業

保護者の勤務等の家庭状況に応じて、保育所、認定こども園の通常の保育時間を延長して、保育を行います。

施設名	開所時間	延長時間	平均利用児童数		
			4年度	5年度	6年度
(公立保育所) 第一保育所、二ツ井子ども園、 きみまち子ども園	午前7時～ 午後6時	午後6時～ 7時	4人	4人	5人
(私立保育所) 能代感恩講保育所、轟保育園、す ぎ保育園、まつばら保育園、あい じほいくえん、さかき保育園、さ んさん保育園、つばめの森保育園					
(認定こども園) 渟城幼稚園・ていじょう保育園、 東能代幼稚園・保育園、能代南幼 稚園 南ベビー保育園、さかき幼 稚園、愛慈幼稚園、能代カトリック こども園	午前7時～ 午後6時	午後6時～ 7時	22人	18人	15人

※つばめの森保育園（延長時間午後6時～8時）

(4) 一時預かり事業(一般型)

家庭で育児を行っている保護者が、地域活動や冠婚葬祭、看病、仕事などのために保育ができなくなった場合に、一時的に指定保育所で乳幼児の保育を行います。

実施保育所：第一保育所、きみまち子ども園、轟保育園、まつばら保育園、さんさん保育園、つばめの森保育園、あいじほいくえん、淳城幼稚園・ていじょう保育園、東能代幼稚園・保育園、能代カトリックこども園

利用日数：1月につき14日以内

利用料：第一保育所、きみまち子ども園

3歳児未満1,500円 3歳児以上1,000円／1日 (生活保護世帯は無料)

能代感恩講保育所 3歳児未満1,300円 3歳児以上1,000円／1日

轟保育園 3歳児未満1,200円 3歳児以上1,000円／1日

すぎ保育園、まつばら保育園、さんさん保育園、あいじほいくえん、淳城幼稚園・ていじょう保育園、東能代幼稚園・保育園

3歳児未満1,500円 3歳児以上1,000円／1日

つばめの森保育園 3歳児未満2,000円 3歳児以上1,500円／1日

能代カトリックこども園 200円／1時間

区分	延べ利用児童数	1日平均利用児童数
令和4年度	516	1.8
令和5年度	968	3.3
令和6年度	986	3.4

(5) 病児保育事業（平成13年10月から実施）

病気やけがのため保育所や幼稚園、小学校を休む必要がある児童を、家庭で看護できない場合に一時的に医療機関で預かります。保育所や幼稚園などに通っていない児童の場合でも、家庭で看護できない事情がある場合には利用できます。

実施施設：独立行政法人地域医療機能推進機構 秋田病院、平野医院

対象：生後2ヶ月から小学校6年生までの児童

定員：1日あたり3人程度

利用時間：午前8時～午後6時 (土曜日：午前8時～午後5時)

利用日数：連続して7日以内 (病状により延長可) 利用料 1人1日2,000円
(生活保護・市民税非課税世帯は無料、所得税非課税世帯は1,000円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児童数	451人	659人	436人	762人	592人

※独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院は平成23年度から。

※平野医院は平成26年12月から。

2 すこやか子育て支援事業

保育所等に入所している乳幼児の保護者負担を軽減するため保育料等を減免又は補助（所得制限あり）します。

①保育料

(単位：人・千円)

年 度	対象児童数	区分	認可保育所		その他施設等	計
			公立保育所	法人保育所		
令和5年度	対象児童数	施設数	3	8	6	17
		一般世帯	1/4 助成	33	128	73
		一般世帯	1/2 助成	9	19	13
		一般世帯	拡大	47	158	71
		ひとり親世帯	1/2 助成	2	3	2
		ひとり親世帯	拡大	0	0	0
	減免補助額	一般世帯	1/4 助成	962	3,784	2,001
		一般世帯	1/2 助成	251	672	313
		一般世帯	拡大	3,708	13,467	6,481
		ひとり親世帯	1/2 助成	34	36	98
		ひとり親世帯	拡大	0	0	0
令和6年度	対象児童数	施設数	3	8	6	17
		一般世帯	1/4 助成	20	99	64
		一般世帯	1/2 助成	8	24	6
		一般世帯	拡大	28	145	73
		ひとり親世帯	1/2 助成	2	4	2
		ひとり親世帯	拡大	0	1	0
	減免補助額	一般世帯	1/4 助成	582	3,017	2,333
		一般世帯	1/2 助成	362	787	229
		一般世帯	拡大	2,485	12,677	7,868
		ひとり親世帯	1/2 助成	36	60	33
		ひとり親世帯	拡大	0	89	0

②副食費（令和元年10月から実施）

市の制度で全額助成（県の制度に上乗せ）

1人1カ月上限 4,800円（令和6年度）

(単位：人)

区分	延べ人数
令和4年度	730
令和5年度	721
令和6年度	677

3 家庭児童相談

家庭相談員は、家庭児童福祉の向上を図るため、必要な実情の把握に努めるとともに、児童の福祉に関する相談・指導を行います。

設置場所 能代市福祉事務所（子育て支援課）

相談員 2人

時間 午前8時30分～午後5時15分

家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	養護 相談		保健 相談	心身障がい相談						非行 相談		育成相談			その他 相談	計	
	児童 虐待	その 他		肢 体不 自由	視 覚障 がい児	障 がい等	言 語発達	障 がい等	重 症心 身	知 的障 がい	発 達障 がい	ぐ 犯 行 為等	触 法行 為等	性 格行 動	不 登 校	適 性	しつ け
4	件数	28	28			6		5	1	1	1	2	10		1	3	86
	実績	100	125			9		6	1	1	6	5	28		1	7	289
5	件数	29	27			3			13			3	4			3	82
	実績	289	202			4			14			17	65			9	600
6	件数	25	24			3			8	0	0	2	0			3	65
	実績	222	276			3			11	2	1	20	34			14	583

4 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当

(1) 児童手当（令和6年10月より拡充）

[対象者] 高校生年代までの子ども

[支給月額] • 3歳未満：（第1子・第2子）：15,000円 （第3子以降）：30,000円

• 3歳以上高校生年代まで（第1子・第2子）：10,000円

（第3子以降）：30,000円

[支払時期] 偶数月

児童手当支給状況

(単位：人・千円)

区分	延 支 約 児 童 数								特例 給付	計	支給額		
	0歳～3歳未満		3歳以上 小学校修了前		中学生		中学校修了後 18歳年度末前						
年度	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者					
27	6,463	1,678	28,563	6,743	10,234	3,114	1,467 1,436 1,654 1,729 1,556 1,579 1,604 969 580	58,262 56,462 54,685 52,451 49,968 47,792 46,039 42,979 40,308	635,235 615,855 595,950 572,260 544,550 519,325 501,315 471,350 442,020				
28	6,407	1,493	27,013	6,837	10,396	2,880							
29	6,220	1,451	26,164	6,590	10,102	2,504							
30	6,182	1,370	25,155	5,992	9,870	2,153							
元	5,780	1,225	23,989	5,555	9,798	2,065							
2	5,404	1,089	23,025	5,030	9,835	1,830							
3	5,413	1,013	21,665	4,792	9,719	1,833							
4	5,169	880	20,661	4,479	8,988	1,833							
5	4,503	723	19,734	4,473	8,195	2,100							
6	3,916	560	19,168	4,282	7,769	1,969	※ ¹ 3,436	※ ¹ 609	※ ² 370	42,079	486,985		

※¹ 10月制度改正のため、10月分からの人数を計上。※² 10月制度改正のため、9月分までの人数を計上。

※ 被用者とは、国民年金以外の年金に加入している方を、非被用者とは、国民年金に加入している方（農業・自営業者等）をいう。

※ 制度改正 平成24年度・児童手当となる。

令和4年度・現況届原則不要・特例給付に所得上限が設定

令和6年度・支給対象児童が拡大・支払い回数が年6回に増加
・第3子以降の加算を増額・特例給付の廃止

(2) 児童扶養手当

この手当は、児童扶養手当法に基づくもので、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある場合は20歳未満まで）を監護している父、母又は父もしくは母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、養育者が前年において一定額以上の所得を有する場合などには支給されません。

平成14年8月から児童扶養手当支給事務が、県から市に委譲されました。

平成22年8月から父子家庭に支給対象が拡大されました。

平成26年12月から公的年金との差額支給ができるようになりました。

令和元年11月から年6回支給となりました。

児童扶養手当受給者状況（各年度末）

(単位：人、円)

区分	受給者数	受給対象 児童数	手当月額（支給月：5月・7月・9月・11月・1月・3月）						
			1人の場合		2人の場合		3人以上		
			全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	
令和3年度	415	598	43,160	43,150～ 10,180	53,350	53,330～ 15,280	3人目以降、 1人につき加算 6,110	6,100～3,060	
令和4年度	395	585	43,070	43,060～ 10,160	53,240	53,220～ 15,250	3人目以降、 1人につき加算 6,100	6,090～3,050	
令和5年度	367	553	44,140	44,130～ 10,410	54,560	54,540～ 15,620	3人目以降、 1人につき加算 6,250	6,240～3,130	
令和6年度	351	524	45,500	45,490～ 10,740	56,250	56,230～ 16,120	3人目以降、 1人につき加算 10,750	10,740～5,380	

)

(3) 特別児童扶養手当

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づくもので、重度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母又は父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が障害を支給事由として公的年金を受けることができる場合や父母等が前年において、一定額以上の所得を有する場合などには支給されません。

特別児童扶養手当受給者状況

(単位：人、円)

区分	受給者数		手当月額(支給月：4月・8月・11月)	
	1級	2級	1級	2級
令和2年度	31	85	52,500	34,970
令和3年度	29	83	52,500	34,970
令和4年度	27	90	52,400	34,900
令和5年度	25	102	53,700	35,760
令和6年度	25	108	55,350	36,860

※受給者数、手当月額は年度末現在

5 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産をすることが困難な妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。

助産施設入所状況

(単位：人)

施設名	3年度	4年度	5年度	6年度
能代厚生病療センター	4	3	3	3

6 児童福祉施設措置状況

令和7年3月末日現在

施設名	経営主体	所在地	定員	措置	電話番号
秋田赤十字乳児院	日本秋田赤十字社 秋田県支部	秋田市広面字釣瓶町 100番3号	24	1	018(884)1760
陽清学園	(福)県北報公会	北秋田市七日市字家向 46番地1	42	4	0186(66)2104
千秋学園	秋田県	秋田市新屋下川原町 1番2号	26	0	018(862)2614
東山学園	(福)花輪ふくし会	鹿角市花輪字案内 69番1号	20	0	0186(25)8876
大野岱吉野学園	(福)県北報公会	北秋田市七日市字家向 46番地1	10	1	0186(66)2104
感恩講児童保育院	(福)感恩講	秋田市寺内神屋敷 1-1	46	0	018(845)0483
聖園天使園	(福)聖心の布教姉妹会	秋田市保戸野すわ町 1-58	50	0	018(823)2696
若竹学園	(福)秋田県厚生協会	秋田市御所野地藏田 2-15-1	30	1	018(838)0607

7 子育て支援センター

子育て支援センターは、育児相談や子育てサークル等の育成・支援、すくすくひろば（親子交流）の開催、保育所地域活動等の実施・促進、地域の保育資源の情報提供などにより、子育て家庭に対する支援を行います。

施設名	子育て支援センター（能代地区）	さんぽえむ（二ツ井地区）
開設時期	平成10年4月	平成16年4月
開設場所	サンピノ（第一保育所）	伝承ホール
職員	育児支援・相談担当者5人	育児支援・相談担当者3人
開設時間	午前8時30分～午後5時15分 (育児相談：午前8時30分～午後5時)	午前8時30分～午後5時15分 (育児相談：午前8時30分～午後5時)

(1) 令和6年度活動状況（延べ）

(能代地区)

○すくすくひろば（親子交流）	37回	835人参加
○サンデーすくすくひろば	0回	0人参加
○おでかけひろば（公園で歌や体操、親子遊び）	12回	125人参加
○子育て支援講座	14回	216人参加
○子育てボランティア（託児ボランティア、シニアボランティア等）	1回	17人参加
○ちびちゃんひろば（保育所開放）	10回	14人参加
○おさがりひろば	2回	163人参加
○子育てフェスティバル（第1回）		290人参加
○のしろ子育てエンジョイマップ発行	1回	1,500部
○育児相談		140件
○子育て支援センターだより発行	12回	2,400部
○会議託児支援	18回	79人
○子育て支援センター開放	293回	1,356人参加
○ファミリーポートセンター会員養成講習会	1回	5日間 47人参加
○命の大切さ事業（高校生ひろば参加）	4回	41人参加
○サークル健診支援	回	参加者なし
○おしゃべりサロン	6回	47人参加

(平成26年度から実施)

○めんchoco誕生事業	32人
--------------	-----

(平成22年度から実施)

(令和6年9月分で終了

子育て支援課へ)

(二ツ井地区)

○すくすくひろば（公民館）	68回	507人参加
○さんぽえむ開放	291回	2,295人参加
○おでかけひろば	8回	63人参加
○ちびちゃんひろば（園開放）	20回	27人参加
○おさがりひろば	2回	26人参加
○子育て支援講座	18回	192人参加
○さんぽえむ夏まつり	1回	10人参加
○さんぽえむ通信発行	12回	1,800部
○育児相談		117件
○子育てボランティア	11回	22人参加
○めんchoco誕生事業（二ツ井地区分）		2人